

2015年6月4日

No.231

又市征治 国政だより

又市征治事務所

発行責任者 東 篤

富山市下新町 8-16

TEL 076-441-0800

HP: www.s-mataichi.com

又市征治議員は5月28日、4日続けての登壇となりましたが、総務委員会において、(株)海外通信機構法案(海外における通信・放送・郵便事業への企業の進出を、国が支援するために税金を投入するいわゆる官民ファンド設置法)に反対の立場から質疑を行いました。

▷ 企業の海外投資等のリスクを国が負う理由は、まったくない ◁

冒頭、**又市議員**は、この分野で日本の国際競争力が弱い原因、同様な官民ファンドが他国にあるかを政府に質しました。

鈴木情報通信国際戦略局長は、過去の円高、他国の人件費が安いこと、韓国、中国では国が企業支援を行なっていること等が、日本の競争力が落ちている原因だと答弁しました。そして海外には同様な機構は存在しないと述べました。

又市議員は、円高は過去の話であり、この種の機構設立は世界的にも特異なものだと指摘すると同時に、事業による利益は各企業に属するのであり、市場経済における事業活動は企業が自己責任で行うべきだと主張しました。さらに企業の発展が日本経済の発展、国民生活の改善につながるという「トリクルダウン」の発想の誤りは、この間の日本の経済の動きの中で明らかになったと述べました。また一方において社会保障費等の削減が主張される中で、企業のリスクを軽減するために税金が使われるのでは、国民の理解は得られないと述べました。



これに対し高市大臣は、規制の多い海外の通信・放送・郵便分野はリスクも高いので、公的機構が出資をすることによって事業者が海外展開しやすくなり、大企業だけがメリットを受けるのではなく、下請け、国内の取引先にも及ぶと主張しました。しかし社会保障費の削減が進む中で、企業への優遇措置がとられることを否定することはできませんでした。

▷ 国の出資金が毀損された場合はどうするのか ◁

続いて**又市議員**は、新たな機構が総務省OBの天下り先になるのではないかと懸念を表明するとともに、国の出資金が毀損した場合は、どのように補填するのかを質しました。

高市大臣は、大臣の責任においてOBの天下り先にはしないと断言する一方で、現役職員の出向については含みを持たせました。出資金の毀損については、鈴木局長は、出資した案件についての監視を行い、個別企業ごとにリスク管理に努めるとともに、出資金全体としての元本確保のために資金運用を行うと答弁しました。そういった努力が行われるとしても、元本割れした場合にどの様に処理するかは明らかにされませんでした。この面から見ても、この法案の内容はズサンであり、企業優遇は明らかと言えます。